



～空き家を活用した移住・定住の促進～  
「空き家活用定住支援補助金」を拡充しました

要 旨

「空き家活用定住支援補助金」は、市外から沼津市に転入し、空き家のリフォームやその空き家を取得する世帯に対し、その費用を補助する制度です。

空き家を活用した移住・定住の更なる促進のため、令和5年度から補助の要件を拡充しました。

概 要

1 利用できる世帯の対象が広がりました

(1) 年齢要件を拡大

これまで、若者世帯(夫婦のどちらかが45歳未満)のみが利用可能でしたが、今年度から、65歳未満世帯(夫婦のどちらかが65歳未満)までが利用できます。

(2) ひとり親世帯、子育て世帯を拡大

これまで、ひとり親世帯、子育て世帯の対象を「中学生以下の子がいる世帯」としていましたが、今年度から「18歳未満の子がいる世帯」までが対象になります。

2 リフォーム工事に対する補助の加算額が変わりました

(1) 同居する子の数に応じた加算を変更

同居する子の数に応じた加算額は、これまで2人以上は一律20万円でしたが、今年度から人数にかかわらず18歳未満の子の数に応じて10万円ずつ加算できます。

(2) 工事施工業者に応じた加算を追加

対象の工事を、市内に事業所をもつ業者が施工する場合に10万円加算できます。

お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 まちづくり指導課 空き家対策係  
直通:055-934-4885



きらり沼津。次の100年へ

# 空き家活用定住支援補助金の ご案内

## Q. 対象となるのは？

A. 下記のすべての項目に該当する必要があります。

### 対象者

- ・夫婦のどちらかが65歳未満の世帯
- ・65歳未満の父か母と同居の18歳未満の子がいるひとり親世帯
- 定住を目的としていること
- 実績報告時までに世帯員全員が沼津市に転入していること

### 空き家

- 1年以上使用のない、戸建ての建築物
- 居住部分の延床面積が50㎡を超えること
- 土砂災害特別警戒区域外にあること
- 実績報告時までに耐震基準に適合すること
- 実績報告時までに夫婦の持ち分の合計又はひとり親世帯の親の持ち分が2分の1以上の所有権移転登記がなされていること

### リフォーム工事内容

- 住宅の機能向上のための工事であること  
※外構工事・家具購入・物置設置などは対象外です。
- 補助金交付決定後に工事請負契約を締結し、年度内に工事が完了すること
- 補助対象工事費用が60万円以上

### 購入

- 補助金交付決定後に売買契約を締結すること（必ず契約前に相談してください）  
※無償譲渡は制度対象外です。  
※「相続して2年以内」のときは対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

## Q. 補助額はいくら？

A. それぞれ経費の2/3の額で、上限額は下表のとおりです。

### <リフォーム工事>

一般世帯	子育て世帯
20万円	20万円 + 子ども1人につき10万円

さらに、市内事業者で工事すると10万円加算

### <空き家の購入費>

現在の居住地	一般世帯	子育て世帯
県外	80万円	100万円
県内	20万円	30万円

詳しくはお問い合わせください。

沼津市まちづくり指導課 空き家対策係

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1

電話 055-934-4885 メール mati-sido@city.numazu.lg.jp